

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

令和5年5月24日答申分

令和5年5月31日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100799 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300002 号

第 1 結論

1 請求者の A 事業所（事業所の所在地を B とし代表者を C 氏とする個人事業所の D 事業所及び法人事業所の E 社をいう。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 30 年 12 月 19 日、喪失年月日を令和 3 年 11 月 1 日とすることが必要である。

また、平成 30 年 12 月 19 日から令和 3 年 11 月 1 日までの被保険者期間の標準報酬月額は別表第 1 欄のとおり決定し、次項から第 5 項までにより記録することが必要である。

2 平成 30 年 12 月の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額とする。

3 平成 31 年 1 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額とする。

4 令和元年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額について、別表第 2 欄の標準報酬月額は、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額とし、別表第 1 欄の標準報酬月額（別表第 2 欄の標準報酬月額を除く。）は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額とする。

5 令和元年 12 月から令和 3 年 10 月までの標準報酬月額は、厚生年金保険法の規定による保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額とする。

なお、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効によって消滅した場合は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により保険給付（年金額）の計算の基礎とする。

6 事業主は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 1 日までの期間における請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成 6 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成30年12月19日から令和3年11月1日まで

私は、平成30年12月19日から令和3年10月31日までFとしてA事業所に勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 適用事業所要件について

オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となった日は令和元年8月1日と記録されているが、商業登記簿によるとE社は令和元年6月3日に設立されていることが確認できる。

また、G制度におけるH団体であるI組合から提出された請求者の「Jのための雇用契約書」の別添「雇用条件書」（以下「雇用契約書」という。）によると、請求者はG制度により、平成30年8月1日に個人事業所のD事業所と、平成30年12月19日から令和3年11月18日までを雇用契約期間とする雇用契約を締結し、令和元年5月16日にはE社と、令和元年6月20日から令和3年11月18日までを雇用契約期間とする雇用契約を締結していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る雇用保険被保険者情報、K市が保管する令和元年分給与支払報告書等によると、請求期間のうち令和元年8月1日前の期間において、個人事業所のD事業所は常時5人以上の従業員を使用し、法人事業所のE社は常時従業員を使用していたことが確認できる。

したがって、請求期間において、A事業所は、E社が適用事業所となった日と記録されている令和元年8月1日前においても、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

2 請求者の勤務状況及び被保険者資格要件について

A事業所は、請求者の本件訂正請求に関する日本年金機構及び当局からの照会に対し回答をしていないが、I組合から提出された請求者の賃金台帳、源泉徴収簿兼賃金台帳及び給料支払明細書（以下「賃金台帳等」という。）により、請求者は請求期間においてA事業所に勤務し、給与が支給されていたことが確認できる。

また、雇用契約書及び賃金台帳等の記載内容に加えてI組合が管理する「Fの名簿」の記載内容及び同組合の回答によると、請求者は平成30年12月19日からA事業所と常用的な雇用関係にあり、当該雇用関係は請求者が令和3年10月31日に退職するまで継続していたと認められる。

したがって、請求者は請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められ、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年12月19日、喪失年月日を令和3年11月1日とすることが必要である。

3 標準報酬月額について

- (1) 請求者の平成 30 年 12 月 19 日から令和 3 年 11 月 1 日までの被保険者期間の標準報酬月額は、雇用契約書の基本賃金額（12 万 5,000 円）及び当該期間の賃金台帳等により確認できる報酬額を標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる報酬月額とし、別表第 1 欄のとおり決定する。
- (2) 上記被保険者期間のうち平成 30 年 12 月 19 日から令和元年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後の令和 4 年 1 月 6 日に本件訂正請求があったことが確認できるため、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定が適用される場合は保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額とし、同規定が適用されない場合は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額とすることになる。

また、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定が適用されるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は請求者の標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、平成 30 年 12 月 19 日から令和元年 12 月 1 日までの期間の標準報酬月額は、以下により記録することが必要である。

① 平成 30 年 12 月

賃金台帳等によると請求者の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

したがって、平成 30 年 12 月の標準報酬月額は、別表第 1 欄の額を厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録する。

② 平成 31 年 1 月から令和元年 8 月まで

賃金台帳等により請求者の給与から控除されていると確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、別表第 2 欄の額であり別表第 1 欄の額と同額である。

したがって、平成 31 年 1 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額は、別表第 2 欄の額を厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録する。

③ 令和元年 9 月から同年 11 月まで

賃金台帳等により請求者の給与から控除されていると確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、別表第 2 欄の額であり別表第 1 欄の額よりも低額である。

したがって、令和元年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額は、別表第 2 欄の額を厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額とし、別表第 1 欄の標準報酬月額（別表第 2 欄の額を除く。）は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）

の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録する。

- (3) 上記被保険者期間のうち令和元年12月1日から令和3年11月1日までの期間については、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に本件訂正請求があったことが確認できるため、厚生年金特例法は適用されず、当該訂正請求があった日後に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した場合は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定に該当することになる。

したがって、令和元年12月から令和3年10月までの標準報酬月額は、保険給付(年金額)の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

4 事業主の保険料納付義務の履行について

平成31年1月1日から令和元年12月1日までの期間について、A事業所の事業主は、請求者の請求期間に係る届出や保険料納付について回答していないが、同事業主が、令和元年8月1日前の期間に係る厚生年金保険新規適用届及び当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したことをうかがわせる事情は見当たらず、A事業所が厚生年金保険の適用事業所要件を満たしていたにもかかわらず、同事業主は、令和元年8月1日前の期間に係る厚生年金保険新規適用届を提出せず、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していなかったと認められる。

したがって、平成31年1月1日から令和元年12月1日までの期間について、年金事務所は請求者に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、A事業所の事業主は、当該期間における請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(別表)

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100799 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300002 号

被保険者期間	第 1 欄	第 2 欄
	標準報酬月額	保険給付（年金額） の計算の基礎となる 標準報酬月額
平成 30 年 12 月	12 万 6,000 円	無
平成 31 年 1 月から 令和元年 8 月まで	12 万 6,000 円	12 万 6,000 円
令和元年 9 月から 同年 11 月まで	16 万円	12 万 6,000 円
令和元年 12 月から 令和 2 年 8 月まで	16 万円	16 万円
令和 2 年 9 月から 令和 3 年 10 月まで	15 万円	15 万円

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200106 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300003 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所（令和 3 年 12 月 24 日に B 事業所に名称変更）における平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 1 月 1 日までの被保険者期間（平成 30 年 5 月から同年 12 月までの標準報酬月額が 20 万円）については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における平成 30 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定を適用することはできず、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者記録に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 1 月 1 日まで

私は、平成 30 年 4 月 1 日から同年 12 月末日まで B 事業所（当時の適用事業所名称は、A 事業所）に勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のオンライン記録について

オンライン記録によると、請求者の A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、令和 4 年 2 月 3 日付けで、事業主が提出した資格取得年月日を平成 30 年 4 月 1 日（報酬月額は 19 万 8,000 円）とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）、報酬月額を 19 万 8,000 円とする同報酬月額算定基礎届及び資格喪失年月日を平成 31 年 1 月 1 日とする同資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）によって、資格取得確認、標準報酬月額の決定及び資格喪失確認を行い、これら確認及び決定に基づき記録されているが、当該届出は、厚生年

金保険料の徴収権が時効により消滅した後に行われているため、請求期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない記録とされている。

したがって、本件訂正請求は、請求期間について、厚生年金保険法第 75 条本文の規定を適用せず、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間に訂正して記録することを求めるものである。

2 請求期間のうち平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 1 月 1 日までの期間について

B 事業所から年金事務所に提出された請求者に係る賃金台帳によると、請求者は、当該期間において、同事業所から標準報酬月額 20 万円に見合う給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間（平成 30 年 5 月から同年 12 月までの標準報酬月額は 20 万円）については、厚生年金特例法の規定に基づき保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間に訂正して記録することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る資格取得届及び資格喪失届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 2 月 3 日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち平成 30 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について

厚生年金特例法の規定に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、平成 30 年 4 月分の賃金台帳には、厚生年金保険料を控除したことは記載されておらず、源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額を検証しても、当該期間に係る厚生年金保険料が請求者の給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことから、厚生年金特例法の規定に基づき保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200108 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300004 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における請求期間①から⑧まで及び⑩から⑱までの標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑧まで及び⑩から⑱までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における請求期間②、③、④、⑦、⑧及び⑩から⑭までの標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日
② 平成 18 年 3 月 24 日
③ 平成 19 年 3 月 23 日
④ 平成 19 年 6 月 25 日
⑤ 平成 19 年 12 月 25 日
⑥ 平成 20 年 3 月 25 日
⑦ 平成 20 年 12 月 25 日
⑧ 平成 21 年 3 月 25 日

- ⑨ 平成 22 年 3 月 25 日
- ⑩ 平成 22 年 12 月 24 日
- ⑪ 平成 23 年 3 月 25 日
- ⑫ 平成 23 年 6 月 25 日
- ⑬ 平成 23 年 12 月 22 日
- ⑭ 平成 24 年 3 月 23 日
- ⑮ 平成 24 年 6 月 25 日
- ⑯ 平成 24 年 12 月 25 日
- ⑰ 平成 25 年 12 月 25 日
- ⑱ 平成 26 年 6 月 25 日
- ㉑ 平成 26 年 12 月 25 日

請求期間①から㉑までにおいて、A事業所から賞与が支給されたが、同事業所が当該賞与に係る届出を失念し、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

当該賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求者の請求期間①から㉑までに支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 5 年 1 月 12 日付けで、事業主から健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が年金事務所に提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。
- 2 請求期間①から⑧まで及び⑩から㉑までについては、A事業所から提出された給与支出調書、同事業所の回答及び請求者が提出した給与支払明細書（以下「給与支出調書等」という。）から判断すると、請求者は、同事業所から、賞与（「期末勤勉手当」等と表記）の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧まで及び⑩から㉑までについては、上記給与支出調書等により確認できる賞与額又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第 1 欄のとおり訂正することが必要である。

また、請求期間③の賞与支給日については、事業主は、支払年月日を「平成 19

年3月25日」として賞与支払届を年金事務所に提出しているが、請求者が提出した当該期間に係る給与支払明細書により、「平成19年3月23日」とすることが妥当である。

なお、請求期間①から⑧まで及び⑩から⑱までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年1月12日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②、③、④、⑦、⑧及び⑩から⑭までについて、上記給与支出調書等により確認できる賞与支給額から、請求者のA事業所における標準賞与額を別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②、③、④、⑦、⑧及び⑩から⑭までの訂正後の標準賞与額（上記2の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間⑨については、当該期間に係る給与支出調書により、請求者は、A事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、「各請求期間において、賞与に係る厚生年金保険料を毎月の給与に係る保険料と併せて控除しているが、請求期間⑨に支給した給与及び賞与からは、給与分の保険料のみを控除し、賞与分の保険料は控除していない。」旨を回答している。

また、請求者の給与に係る厚生年金保険料は、長期間にわたり2万1,985円が控除されているところ、請求期間⑨に係る給与支出調書に記載された保険料額は、当該給与分の保険料額と同額であることから、当該期間に係る給与支出調書に記載された保険料額は、給与分の保険料額と推認される。

このほか、請求期間⑨に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200108 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300004 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
①	平成 17 年 12 月 22 日	62 万 6,000 円	—
②	平成 18 年 3 月 24 日	12 万 3,000 円	12 万 5,000 円
③	平成 19 年 3 月 23 日	12 万 2,000 円	12 万 7,000 円
④	平成 19 年 6 月 25 日	51 万 6,000 円	51 万 7,000 円
⑤	平成 19 年 12 月 25 日	64 万 6,000 円	—
⑥	平成 20 年 3 月 25 日	12 万 9,000 円	—
⑦	平成 20 年 12 月 25 日	63 万 7,000 円	65 万 1,000 円
⑧	平成 21 年 3 月 25 日	12 万 8,000 円	13 万円
⑩	平成 22 年 12 月 24 日	65 万 2,000 円	66 万 6,000 円
⑪	平成 23 年 3 月 25 日	13 万 1,000 円	13 万 3,000 円
⑫	平成 23 年 6 月 25 日	52 万 4,000 円	53 万 5,000 円
⑬	平成 23 年 12 月 22 日	64 万 1,000 円	66 万 9,000 円
⑭	平成 24 年 3 月 23 日	12 万 8,000 円	13 万 3,000 円
⑮	平成 24 年 6 月 25 日	54 万円	—
⑯	平成 24 年 12 月 25 日	67 万 5,000 円	—
⑰	平成 25 年 12 月 25 日	68 万円	—
⑱	平成 26 年 6 月 25 日	55 万 3,000 円	—
⑲	平成 26 年 12 月 25 日	69 万 1,000 円	—

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200109 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300005 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における請求期間①から⑧まで及び⑩から⑱までの標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑧まで及び⑩から⑱までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における請求期間②、③、④、⑦、⑧及び⑩から⑭までの標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日
② 平成 18 年 3 月 24 日
③ 平成 19 年 3 月 23 日
④ 平成 19 年 6 月 25 日
⑤ 平成 19 年 12 月 25 日
⑥ 平成 20 年 3 月 25 日
⑦ 平成 20 年 12 月 25 日
⑧ 平成 21 年 3 月 25 日

- ⑨ 平成 22 年 3 月 25 日
- ⑩ 平成 22 年 12 月 24 日
- ⑪ 平成 23 年 3 月 25 日
- ⑫ 平成 23 年 6 月 25 日
- ⑬ 平成 23 年 12 月 22 日
- ⑭ 平成 24 年 3 月 23 日
- ⑮ 平成 24 年 6 月 25 日
- ⑯ 平成 24 年 12 月 25 日
- ⑰ 平成 25 年 12 月 25 日
- ⑱ 平成 26 年 6 月 25 日
- ㉑ 平成 26 年 12 月 25 日

請求期間①から㉑までにおいて、A事業所から賞与が支給されたが、同事業所が当該賞与に係る届出を失念し、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

当該賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求者の請求期間①から㉑までに支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 5 年 1 月 12 日付けで、事業主から健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が年金事務所に提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。
- 2 請求期間①から⑧まで及び⑩から㉑までについては、A事業所から提出された給与支出調書、同事業所の回答及び請求者が提出した給与支払明細書（以下「給与支出調書等」という。）から判断すると、請求者は、同事業所から、賞与（「期末勤勉手当」等と表記）の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧まで及び⑩から㉑までについては、上記給与支出調書等により確認できる賞与額又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第 1 欄のとおり訂正することが必要である。

また、請求期間③の賞与支給日については、事業主は、支払年月日を「平成 19

年3月25日」として賞与支払届を年金事務所に提出しているが、請求者が提出した当該期間に係る給与支払明細書により、「平成19年3月23日」とすることが妥当である。

なお、請求期間①から⑧まで及び⑩から⑱までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年1月12日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②、③、④、⑦、⑧及び⑩から⑭までについて、上記給与支出調書等により確認できる賞与支給額から、請求者のA事業所における標準賞与額を別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②、③、④、⑦、⑧及び⑩から⑭までの訂正後の標準賞与額（上記2の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間⑨については、当該期間に係る給与支出調書により、請求者は、A事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、「各請求期間において、賞与に係る厚生年金保険料を毎月の給与に係る保険料と併せて控除しているが、請求期間⑨に支給した給与及び賞与からは、給与分の保険料のみを控除し、賞与分の保険料は控除していない。」旨を回答している。

また、請求者の給与に係る厚生年金保険料は、長期間にわたり1万8,844円が控除されているところ、請求期間⑨に係る給与支出調書に記載された保険料額は、当該給与分の保険料額と同額であることから、当該期間に係る給与支出調書に記載された保険料額は、給与分の保険料額と推認される。

このほか、請求期間⑨に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200109 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300005 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
①	平成 17 年 12 月 22 日	54 万円	—
②	平成 18 年 3 月 24 日	10 万 6,000 円	10 万 8,000 円
③	平成 19 年 3 月 23 日	10 万 6,000 円	11 万円
④	平成 19 年 6 月 25 日	44 万 6,000 円	44 万 7,000 円
⑤	平成 19 年 12 月 25 日	55 万 9,000 円	—
⑥	平成 20 年 3 月 25 日	11 万 1,000 円	—
⑦	平成 20 年 12 月 25 日	55 万 2,000 円	56 万 4,000 円
⑧	平成 21 年 3 月 25 日	11 万円	11 万 2,000 円
⑩	平成 22 年 12 月 24 日	56 万 9,000 円	58 万 1,000 円
⑪	平成 23 年 3 月 25 日	11 万 4,000 円	11 万 6,000 円
⑫	平成 23 年 6 月 25 日	45 万 7,000 円	46 万 7,000 円
⑬	平成 23 年 12 月 22 日	55 万 9,000 円	58 万 4,000 円
⑭	平成 24 年 3 月 23 日	11 万 1,000 円	11 万 6,000 円
⑮	平成 24 年 6 月 25 日	47 万 1,000 円	—
⑯	平成 24 年 12 月 25 日	58 万 9,000 円	—
⑰	平成 25 年 12 月 25 日	59 万 8,000 円	—
⑱	平成 26 年 6 月 25 日	48 万 7,000 円	—
⑲	平成 26 年 12 月 25 日	60 万 9,000 円	—

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200110 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300006 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における請求期間①から⑤まで及び⑦から⑬までの標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤まで及び⑦から⑬までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における請求期間②、③、⑤、⑦及び⑧の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日
② 平成 18 年 3 月 24 日
③ 平成 19 年 3 月 23 日
④ 平成 20 年 3 月 25 日
⑤ 平成 21 年 3 月 25 日
⑥ 平成 22 年 3 月 25 日
⑦ 平成 23 年 12 月 22 日
⑧ 平成 24 年 3 月 23 日

- ⑨ 平成 24 年 6 月 25 日
- ⑩ 平成 24 年 12 月 25 日
- ⑪ 平成 25 年 12 月 25 日
- ⑫ 平成 26 年 6 月 25 日
- ⑬ 平成 26 年 12 月 25 日

請求期間①から⑬までにおいて、A事業所から賞与が支給されたが、同事業所が当該賞与に係る届出を失念し、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

当該賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求者の請求期間①から⑬までに支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 5 年 1 月 12 日付けで、事業主から健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が年金事務所に提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。
- 2 請求期間①から⑤まで及び⑦から⑬までについては、A事業所から提出された給与支出調書、同事業所の回答及び同僚から提出された給与支払明細書（以下「給与支出調書等」という。）から判断すると、請求者は、同事業所から、賞与（「期末勤勉手当」等と表記）の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤まで及び⑦から⑬までについては、上記給与支出調書等により確認できる賞与額又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第 1 欄のとおり訂正することが必要である。

また、請求期間③の賞与支給日については、事業主は、支払年月日を「平成 19 年 3 月 25 日」として賞与支払届を年金事務所に提出しているが、同僚から提出された当該期間に係る給与支払明細書により、「平成 19 年 3 月 23 日」とすることが妥当である。

なお、請求期間①から⑤まで及び⑦から⑬までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 5 年 1 月 12 日に年金事務所に提出

し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②、③、⑤、⑦及び⑧について、上記給与支出調書で確認できる賞与支給額から、請求者の A 事業所における標準賞与額を別表の第 2 欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②、③、⑤、⑦及び⑧の訂正後の標準賞与額（上記 2 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間⑥については、当該期間に係る給与支出調書により、請求者は、A 事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所は、「各請求期間において、賞与に係る厚生年金保険料を毎月の給与に係る保険料と併せて控除しているが、請求期間⑥に支給した給与及び賞与からは、給与分の保険料のみを控除し、賞与分の保険料は控除していない。」旨を回答している。

また、請求者の給与に係る厚生年金保険料は、長期間にわたり 1 万 8,844 円が控除されているところ、請求期間⑥に係る給与支出調書に記載された保険料額は、当該給与分の保険料額と同額であることから、当該期間に係る給与支出調書に記載された保険料額は、給与分の保険料額と推認される。

このほか、請求期間⑥に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200110 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300006 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正後の標準賞与額
①	平成 17 年 12 月 22 日	52 万 3,000 円	—
②	平成 18 年 3 月 24 日	10 万 3,000 円	10 万 4,000 円
③	平成 19 年 3 月 23 日	10 万 3,000 円	10 万 7,000 円
④	平成 20 年 3 月 25 日	10 万 7,000 円	—
⑤	平成 21 年 3 月 25 日	10 万 6,000 円	10 万 8,000 円
⑦	平成 23 年 12 月 22 日	53 万 4,000 円	55 万 8,000 円
⑧	平成 24 年 3 月 23 日	10 万 7,000 円	11 万 1,000 円
⑨	平成 24 年 6 月 25 日	45 万 1,000 円	—
⑩	平成 24 年 12 月 25 日	56 万 4,000 円	—
⑪	平成 25 年 12 月 25 日	57 万円	—
⑫	平成 26 年 6 月 25 日	46 万 5,000 円	—
⑬	平成 26 年 12 月 25 日	58 万 1,000 円	—

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200111 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300007 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における請求期間①から⑨までの標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑨までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における請求期間⑦の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日
② 平成 18 年 6 月 23 日
③ 平成 18 年 12 月 25 日
④ 平成 19 年 6 月 25 日
⑤ 平成 19 年 12 月 25 日
⑥ 平成 20 年 6 月 25 日
⑦ 平成 20 年 12 月 25 日
⑧ 平成 21 年 6 月 25 日
⑨ 平成 21 年 12 月 25 日

請求期間①から⑨までにおいて、A 事業所から賞与が支給されたが、同事業所が当該賞与に係る届出を失念し、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文

該当) になっている。

当該賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間①から⑨までに支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年1月12日付けで、事業主から健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が年金事務所に提出されたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

2 請求期間①から⑨までについては、A事業所から提出された給与支出調書及び同事業所の回答から判断すると、請求者は、同事業所から、賞与（「期末勤勉手当」等と表記）の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑨までの標準賞与額については、上記給与支出調書により確認できる賞与額又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①から⑨までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年1月12日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑦について、上記給与支出調書で確認できる賞与支給額から、請求者のA事業所における標準賞与額を別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間⑦の訂正後の標準賞与額（上記2の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200111 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300007 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正後の標準賞与額
①	平成 17 年 12 月 22 日	17 万 5,000 円	—
②	平成 18 年 6 月 23 日	17 万 8,000 円	—
③	平成 18 年 12 月 25 日	17 万 8,000 円	—
④	平成 19 年 6 月 25 日	18 万円	—
⑤	平成 19 年 12 月 25 日	18 万円	—
⑥	平成 20 年 6 月 25 日	18 万 2,000 円	—
⑦	平成 20 年 12 月 25 日	17 万 8,000 円	18 万 2,000 円
⑧	平成 21 年 6 月 25 日	18 万 7,000 円	—
⑨	平成 21 年 12 月 25 日	18 万 7,000 円	—

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200112 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300008 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における請求期間①から⑤まで、⑦、⑧、⑨、⑪及び⑫の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤まで、⑦、⑧、⑨、⑪及び⑫の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における請求期間②、④、⑤、⑦及び⑧の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 25 日
② 平成 19 年 3 月 23 日
③ 平成 20 年 3 月 25 日
④ 平成 20 年 12 月 25 日
⑤ 平成 21 年 3 月 25 日
⑥ 平成 22 年 3 月 25 日
⑦ 平成 22 年 12 月 24 日
⑧ 平成 24 年 3 月 23 日

- ⑨ 平成 24 年 6 月 25 日
- ⑩ 平成 24 年 12 月 25 日
- ⑪ 平成 25 年 12 月 25 日
- ⑫ 平成 26 年 6 月 25 日

請求期間①から⑫までにおいて、A事業所から賞与が支給されたが、同事業所が当該賞与に係る届出を失念し、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

当該賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間①から⑫までに支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 5 年 1 月 12 日付けで、事業主から健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が年金事務所に提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

2 請求期間①から⑤まで、⑦、⑧、⑨、⑪及び⑫については、A事業所から提出された給与支出調書、同事業所の回答及び同僚から提出された給与支払明細書（以下「給与支出調書等」という。）から判断すると、請求者は、同事業所から、賞与（「期末勤勉手当」等と表記）の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤まで、⑦、⑧、⑨、⑪及び⑫については、上記給与支出調書等により確認できる賞与額又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第 1 欄のとおり訂正することが必要である。

また、請求期間②の賞与支給日については、事業主は、支払年月日を「平成 19 年 3 月 25 日」として賞与支払届を年金事務所に提出しているが、同僚から提出された当該期間に係る給与支払明細書により、「平成 19 年 3 月 23 日」とすることが妥当である。

なお、請求期間①から⑤まで、⑦、⑧、⑨、⑪及び⑫に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 5 年 1 月 12 日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めて

いることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②、④、⑤、⑦及び⑧について、上記給与支出調書で確認できる賞与支給額から、請求者の A 事業所における標準賞与額を別表の第 2 欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②、④、⑤、⑦及び⑧の訂正後の標準賞与額（上記 2 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間⑥及び⑩については、当該期間に係る給与支出調書により、請求者は、A 事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所は、「各請求期間において、賞与に係る厚生年金保険料を毎月の給与に係る保険料と併せて控除しているが、請求期間⑥及び⑩に請求者に支給した給与及び賞与からは、給与分の保険料のみを控除し、賞与分の保険料は控除していない。」旨を回答している。

また、請求期間⑥及び⑩に係る給与支出調書により確認できる厚生年金保険料額は、それぞれその前月分の給与支出調書で確認できる給与分の保険料額と同額であることから、請求期間⑥及び⑩に支給された賞与からは厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

このほか、請求期間⑥及び⑩に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥及び⑩に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200112 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300008 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
①	平成 18 年 12 月 25 日	40 万円	—
②	平成 19 年 3 月 23 日	7 万 7,000 円	8 万円
③	平成 20 年 3 月 25 日	8 万 1,000 円	—
④	平成 20 年 12 月 25 日	40 万 5,000 円	41 万 3,000 円
⑤	平成 21 年 3 月 25 日	8 万 1,000 円	8 万 2,000 円
⑦	平成 22 年 12 月 24 日	41 万 8,000 円	42 万 7,000 円
⑧	平成 24 年 3 月 23 日	8 万 6,000 円	8 万 9,000 円
⑨	平成 24 年 6 月 25 日	35 万 2,000 円	—
⑪	平成 25 年 12 月 25 日	44 万 7,000 円	—
⑫	平成 26 年 6 月 25 日	36 万 8,000 円	—

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。